

埼玉県資源循環推進連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 循環型社会構築に係る事業の推進及び埼玉県廃棄物処理基本計画の総合的かつ円滑な推進を図るため、埼玉県資源循環推進連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 循環型社会構築に係る事業の推進に関すること。
- (2) 埼玉県廃棄物処理基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他(1)、(2)に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる課所の職員のうち、各所属長が指名する者をもって構成する。

- 2 連絡調整会議に議長を置く。
- 3 議長は、資源循環推進課長をもって充てる。

(運営)

第4条 連絡調整会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて連絡調整会議の構成員以外の職員に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 連絡調整会議は、構成員の一部の者の出席をもって開催することができる。
- 4 必要に応じて、議長が指定する職員をもって会議を運営することができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、資源循環推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- この要綱は、平成10年9月16日から施行する。
この要綱は、平成11年9月1日から施行する。
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年1月18日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 7年5月12日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県資源循環推進連絡会議構成部局

部 局 名	課 所 名
総 務 部	文書課 管財課
県 民 生 活 部	消費生活課
危機管理防災部	災害対策課
環 境 部	環境政策課 温暖化対策課 エネルギー環境課 大気環境課 水環境課 産業廃棄物指導課 資源循環推進課 みどり自然課 環境科学国際センター
保 健 医 療 部	医療整備課
産 業 労 働 部	産業創造課
農 林 部	森づくり課 農村整備課 農産物安全課 畜産安全課
県 土 整 備 部	建設管理課 道路環境課 河川砂防課 河川環境課
都 市 整 備 部	都市計画課 公園スタジアム課
会 計 管 理 者	会計管理課
企 業 局	水道管理課
下 水 道 局	下水道事業課
教 育 局	義務教育指導課 生涯学習推進課